

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2978号)

令和5年1月25日

横 情 審 答 申 第 2978 号

令 和 5 年 1 月 25 日

横浜市会議長 清 水 富 雄 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 靜 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和2年10月27日議議第546号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「以下の文書のうち、令和元年8月25日に改正された「横浜市会傍聴規則」に係る文書 (1) 令和2年6月26日 市会運営委員会記録 初校原稿 (2) 議議第315号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年7月10日開催） (3) 議議第341号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年7月29日開催） (4) 議議第355号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年8月7日開催） (5) 令和2年8月7日 市会運営委員会記録 初校原稿 (6) 令和2年8月7日 市会運営委員会資料」の開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「以下の文書のうち、令和元年8月25日に改正された「横浜市会傍聴規則」に係る文書 (1) 令和2年6月26日 市会運営委員会記録 初校原稿 (2) 議議第315号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年7月10日開催） (3) 議議第341号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年7月29日開催） (4) 議議第355号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年8月7日開催） (5) 令和2年8月7日 市会運営委員会記録 初校原稿 (6) 令和2年8月7日 市会運営委員会資料」を特定し開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和2年8月25日に改正された「横浜市会傍聴規則」の成立過程に係る一切の文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が令和2年9月23日付で「以下の文書のうち、令和元年8月25日に改正された「横浜市会傍聴規則」に係る文書 (1) 令和2年6月26日 市会運営委員会記録 初校原稿（以下「文書1」という。） (2) 議議第315号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年7月10日開催）（以下「文書2」という。） (3) 議議第341号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年7月29日開催）（以下「文書3」という。） (4) 議議第355号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年8月7日開催）（以下「文書4」という。） (5) 令和2年8月7日 市会運営委員会記録 初校原稿（以下「文書5」という。） (6) 令和2年8月7日 市会運営委員会資料（以下「文書6」という。文書1から文書6までを総称して、以下「本件審査請求文書」という。）」を特定して行った開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求に係る開示請求書の記載から、審査請求人が開示を求めている行政文書として、本件審査請求文書を特定し、その全部を開示した。

- (2) 審査請求人は、市会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）での横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）の改正に係る議論の経過・内容が公開されていない旨の主張をしているが、横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）第73条第4項に「小委員会及び理事会に関する事項は、委員会が定める」とされており、「市会運営委員会申し合わせ・確認事項」において「理事会は、非公開とする」とされていることを踏まえ、理事会の記録は作成していないことから、本件審査請求文書以外に議論の経過・内容を記した行政文書は作成していない。
- (3) なお、本件処分に係る開示決定通知書には、本件審査請求文書について、「令和元年8月25日に改正された「横浜市会傍聴規則」に係る文書」との記載があるが、「令和元年8月25日」は「令和2年8月25日」の誤記である。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 公開された文書では、横浜市会傍聴規則の成立過程における議論等の記録文書がなく、不十分な公開である。公開されていない文書が存在すると考える。
- (2) 実質的に議論し結論付けた理事会の記録が概要としか公開されておらず、結論のみが公開されている。重要なのは結論に至る議論の経過・内容である。それが全く公開されていない。
- (3) 横浜市会傍聴規則の改定の検討内容が全く不明、闇である。そのことが明らかにならない限り、この改定の妥当性が不明である。後世、この改定を検証することができない。文書はあるはずである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 横浜市会傍聴規則について

横浜市会傍聴規則では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、横浜市会の会議の傍聴に係る手続等を規定している。

横浜市会に係る会議の傍聴人への対応については、令和2年6月26日の市会運営委員会において理事会で協議することが決定された。同年7月10日及び29日並びに8月7日の理事会で協議され、同日の市会運営委員会において、同規則の改正案等が理事会での協議結果のとおり決定された。これを踏まえて同月25日に横

浜市会傍聴規則の一部を改正する規則（令和2年8月横浜市会規則第3号）が公布及び施行されている。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定し、その全部を開示している。

イ 文書1及び文書5は、それぞれ令和2年6月26日及び8月7日の市会運営委員会記録の初校原稿であり、開催年月日、場所、出席委員、議題等の市会運営委員会の状況が記載されているほか、当該市会運営委員会での委員長等の発言が逐語的に記載されている。

ウ 文書2、文書3及び文書4は、それぞれ令和2年7月10日及び29日並びに8月7日に開催された理事会の概要に係る起案文書であり、文書番号、作成課、件名等が記載され決裁者等の押印がされた起案用紙並びに理事会の概要、出席者名簿、議題及び資料からなる。このうち理事会の概要には、日時、場所等が記載されているほか、理事会での協議結果が記載されている。

エ 文書6は、令和2年8月7日の市会運営委員会の資料であり、横浜市会傍聴規則の改正案等の理事会の協議結果が記載されている。

オ これに対し、審査請求人は、本件審査請求文書以外にも、横浜市会傍聴規則の改正に係る協議の経過及び内容に関する記録（以下「経過記録」という。）等の行政文書があると考えられるのに、それらが特定されていないと主張している。そこで、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 実施機関は、本件審査請求文書以外に議論の経過・内容を記した行政文書は作成していないと説明しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求に係る理事会の記録については、「市会運営委員会申し合わせ・確認事項」の「市会運営委員会」3(4)において「理事会は、非公開とする」とされていることを踏まえ、逐語的な議事録の作成や議事の録音はしていない。このため、経過記録に当たる行政文書は存在しない。

(イ) 市会運営委員会の記録は、市立図書館等への配架や市会ホームページへの掲載の方法によって公開している。しかし、本件請求の対象となる令和2年6月26日及び8月7日の市会運営委員会の記録については、本件請求の時点

では校正中であったため、初校原稿の全部を開示した。

当該原稿作成のために市会運営委員会の議事は録音しているが、その録音データは初校原稿の作成を委託している反訳業者が使用するものであり、反訳業者への送付後に削除されるため、本件請求の時点では既に保有していないかった。

(ウ) 本件請求に対しては、議会局市会事務部秘書広報課において保有する行政文書についてもその全てを別途開示しているが、当該行政文書及び本件審査請求文書以外に、実施機関では、本件請求に係る行政文書を作成し、及び保有していない。

イ 上記ア(ア)から(ウ)までの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないし、本件審査請求文書のほかに、本件請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 2 年 10 月 27 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 2 年 11 月 19 日 (第263回第三部会)	
令 和 2 年 11 月 25 日 (第388回第二部会)	・ 諒問の報告
令 和 2 年 11 月 30 日 (第343回第一部会)	
令 和 3 年 1 月 12 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 4 年 12 月 7 日 (第428回第二部会)	・ 審議
令 和 4 年 12 月 21 日 (第429回第二部会)	・ 審議